

改正案	現行
<p>（老人等の少額公債の利子の非課税）</p> <p>第四条 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日</p> <p>の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。</p> <p>一 その公債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていること。</p> <p>二（略）</p>	<p>（老人等の少額公債の利子の非課税）</p> <p>第四条 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日</p> <p>の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。</p> <p>一 その公債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。</p> <p>二（略）</p>

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)(の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)(の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という

。) が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体 (以下この条において「事務代行団体」という。) に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。) を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 (略)

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合 (その合同運用信託が貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。) その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて (その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号

。) が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体 (以下この条において「事務代行団体」という。) に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。) を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 (略)

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合 (その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限る。) その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて (その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号

において同じ。）、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四（略）

2～9（略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三（略）

2～7（略）

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていなければならないものとし、金融機関の営業所等

において同じ。）、政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四（略）

2～9（略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三（略）

2～7（略）

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、政令で定めるところにより、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託をし、又は登録を受けていなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合

の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9・10 (略)

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この条において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者から、当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債(同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。)(につきその利子(第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。)(の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(その者が当該振替国債を引き続き所有していた期間(当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。)(に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)(については、所得税を課さない。

には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9・10 (略)

(一括登録国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、日本銀行、特定寄託者若しくは特定間接寄託者(以下この条において「受寄金融機関等」という。)(又は適格外国仲介業者に対し、当該受寄金融機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)(又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて混蔵寄託(当該受寄金融機関等又は当該適格外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登録に係る口座においてされるものに限る。)(をしている国債で「一括登録がされているもの(以下この条において「一括登録国債」という。)(につきその利子(第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。)(の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(その者が当該一括登録国債を引き続き所有していた期間(当該一括登録国債につき引き続き一括登録がされていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。)(に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)(については、所得税を課さない。

一 当該非居住者又は外国法人が、その振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から、当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける振替国債の利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関（及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。次号にお

一 当該非居住者又は外国法人が、その有する国債につき、受寄金融機関等又は適格外国仲介業者に対し当該受寄金融機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に混蔵寄託（当該受寄金融機関等又は当該適格外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登録に係る口座においてされるものに限る。）をする際、当該一括登録に係る口座に混蔵寄託をしている国債の利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該受寄金融機関等（当該受寄金融機関等が特定寄託者である場合には当該受寄金融機関等及び日本銀行とし、当該受寄金融機関等が特定間接寄託者である場合には当該受寄金融機関等及び当該受寄金融機関等の当該国債に係る特定寄託者並びに日本銀行とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者であり、かつ、他の外国再間接寄託者に対し当該国債の混蔵寄託をする者である場合には、当該適格外国仲介業者及び当該国債に係る他の外国再間接寄託者）及び当該国債に係る外国再間接寄託者。次号において同じ。）及び当該国債に係る受寄金融機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定

て同じ。)及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類(第八項及び第十五項において「所有期間明細書」という。)を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

2 前項の規定は、外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債の利子については、当該外国投資信託が次に掲げる要件を満たすもの(第九項において「適格外国証券投資信託」という。)である場合に限り、適用する。

一～三 (略)

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件を満たしているときは、当該支払を受ける利子(所有期間に対応する部分の額として

による納税地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国法人が、当該「括登録国債」の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該「括登録国債」に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類(第八項及び第十五項において「所有期間明細書」という。)を、当該受寄金融機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該国債に係る受寄金融機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

2 前項の規定は、外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける「括登録国債」の利子については、当該外国投資信託が次に掲げる要件を満たすもの(第九項において「適格外国証券投資信託」という。)である場合に限り、適用する。

一～三 (略)

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける「括登録国債」の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件を満たしているときは、当該支払を受ける利子(所有期間に対応する部分の額と

政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。()
については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 (略)

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。次号において「振替機関」という。)(のうち、同法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関(次号において「口座管理機関」という。)(のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者(それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。)(をいう。

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

して政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。()
については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 (略)

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定寄託者 寄託者(日本銀行に対し一括登録国債の混蔵寄託をする者をいう。第六号において同じ。)(のうち、その者の業務として政令で定めるところにより一括登録国債の混蔵寄託を受けられることができる者をいう。

二 特定間接寄託者 間接寄託者(特定寄託者に対し一括登録国債の混蔵寄託をする者をいい、外国間接寄託者に該当する者を除く。)(のうち、その者の業務として政令で定めるところにより一括登録国債の混蔵寄託を受けられることができる者をいう。

(新設)

三 適格外国仲介業者 外国間接寄託者又は外国再間接寄託者のうち次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた外国法人をいう。

イ その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。

ロ 所得税法第六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）の者であること。

五 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。

（削る）

六 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

七 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四

イ その者の業務として政令で定めるところにより「括登録国債の混蔵寄託を受ける」ことができる者であること。

ロ 所得税法第六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）の法人であること。

四 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。

五 混蔵寄託 寄託を受けた国債証券を当該国債証券と銘柄（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定により財務大臣が定める事項のうち財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）が同一の他の寄託を受けた国債証券と分別しないで保管し、当該寄託を受けた国債証券の返還は、当該他の寄託を受けた国債証券をもつて行うことができる寄託をいう¹

六 「括登録 日本銀行が日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第三十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて行う業務として、政令で定めるところにより混蔵寄託を受けた国債証券について、その銘柄ごと「括して、日本銀行の名称をもつて受ける国債に関する法律第二条第二項の規定による登録」（日本銀行が政令で定めるところにより寄託者から授權を受けて受けるものに限る。）をこび。」

七 外国再間接寄託者 その者の業務として政令で定めるところに

条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

八 外国間接口座管理機関、外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

6 税務署長は、前項第四号の承認の申請があつた場合において、その申請を行った者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第四号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二・三（略）

7 税務署長は、第五項第四号の承認を受けた者について前項各号の一に該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

8 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時に当該税務署長に提出

より「括登録国債の混蔵寄託を受けることができる者」のうち、日本銀行が定めるところにより、外国間接寄託者に対し当該「括登録国債の混蔵寄託をする者及び当該者に対し当該「括登録国債の混蔵寄託をする者」をいう。

八 外国間接寄託者、その者の業務として政令で定めるところにより「括登録国債の混蔵寄託を受けることができる者」のうち、日本銀行が定めるところにより、特定寄託者又は特定間接寄託者に対し当該「括登録国債の混蔵寄託をする者」をいう。

6 税務署長は、前項第三号の承認の申請があつた場合において、その申請を行った者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第三号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二・三（略）

7 税務署長は、第五項第三号の承認を受けた者について前項各号の一に該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

8 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき受寄金融機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時に当該税務署長に提出

があつたものとみなす。

9 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の外国人登録証明書、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所（第二項の規定の適用があつては、氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称）を当該書類により確認しなければならぬものとする。

10 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をした特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等）（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接

があつたものとみなす。

9 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする受寄金融機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の外国人登録証明書、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける受寄金融機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所（第二項の規定の適用があつては、氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称）を当該書類により確認しなければならぬものとする。

10 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をした受寄金融機関等又は適格外国仲介業者に混蔵寄託をしている一括登録国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を当該受寄金融機関等（当該受寄金融機関等が特定寄託者である場合には当該受寄金融機関等及び日本銀行とし、当該受寄金融機関等が特定間接寄託者である場合には当該受寄金融機関等及び当該受寄金融機関等の当該一括登録国債に係る特定寄託者並びに日本銀行とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄

口座管理機関)及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。)を経由し、又は当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関)及び当該振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関)及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しななければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債の利子については、同項の規定は、適用しない。

11 (略)

12 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの振替国債の当該振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

13 非居住者又は外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受け

託者である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者であり、かつ、他の外国再間接寄託者に対し当該一括登録国債の混蔵寄託をする者である場合には、当該適格外国仲介業者及び当該一括登録国債に係る他の外国再間接寄託者)及び当該一括登録国債に係る外国再間接寄託者)及び当該適格外国仲介業者が一括登録国債の混蔵寄託をする受寄金融機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しななければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該受寄金融機関等又は当該適格外国仲介業者に混蔵寄託をしている一括登録国債の利子については、同項の規定は、適用しない。

11 (略)

12 受寄金融機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して混蔵寄託がされた一括登録国債及び当該非課税適用申告書の提出をした者からその提出後混蔵寄託がされた一括登録国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの一括登録国債の混蔵寄託がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

13 適格外国仲介業者が、受寄金融機関等に対し、当該適格外国仲介業者に対し非課税適用申告書を提出して混蔵寄託がされた一括登録

る場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者は、これらの振替国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、これらの振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

14 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替国債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該振替国債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該適格外国仲介業者又は当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける特定振替機関等。以下この項において同じ。）が当該振替国債の取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象国債」という。）については、その者の当該通算対象

国債及び当該非課税適用申告書の提出をした者からその提出後混蔵寄託がされた一括登録国債の混蔵寄託をする場合（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合にあつては、これらの「一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該受寄金融機関等に対し、これらの「一括登録国債の混蔵寄託をする場合」には、当該適格外国仲介業者は、これらの「一括登録国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの「一括登録国債の混蔵寄託がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該受寄金融機関等に通知しなければならない。この場合において、当該受寄金融機関等は、これらの「一括登録国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。」

14 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした「一括登録国債」で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人の当該「一括登録国債」に係る受寄金融機関等（当該「一括登録国債」が適格外国仲介業者に対し混蔵寄託をされたものである場合には、当該適格外国仲介業者又は当該「一括登録国債」に係る外国間接寄託者が当該「一括登録国債」につき混蔵寄託をする受寄金融機関等。以下この項において同じ。）が当該「一括登録国債」の取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）の当該「一括登録国債」に係る受寄金融機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象国債」という。）については、その者の当該通算対象国債に係る所有期間には当

国債に係る所有期間には当該通算対象国債の前所有者の当該通算対象国債に係る所有期間（政令で定める期間を含む。）を含むものとする。

一 当該振替国債が、非居住者、外国法人、所得税法別表第一一号に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第三項に規定する公益信託の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同条第二項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）により所有されていた国債（非居住者又は外国法人により所有されていた国債については、政令で定めるものに限る。）で、その取得の直前において振替記載等を受けていたものであること。

二 当該振替国債がその取得後引き続き振替記載等を受けているものであること。

三 非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等が、当該振替国債の前所有者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等から当該前所有者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項につき書面による方法その他政令で定める方法により通知を受けていること。

15 特定振替機関等による所有期間明細書の提出の特例、前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

該通算対象国債の前所有者の当該通算対象国債に係る所有期間（政令で定める期間を含む。）を含むものとする。

一 当該一括登録国債が、非居住者、外国法人、所得税法別表第一一号に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第三項に規定する公益信託の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同条第二項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）により所有されていた国債（非居住者又は外国法人により所有されていた国債については、政令で定めるものに限る。）で、その取得の直前において一括登録がされていたものであること。

二 当該一括登録国債がその取得後引き続き一括登録がされているものであること。

三 非居住者又は外国法人の当該一括登録国債に係る受寄金融機関等が、当該一括登録国債の前所有者の当該一括登録国債に係る受寄金融機関等から当該前所有者の当該一括登録国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項につき書面による方法その他政令で定める方法により通知を受けていること。

15 受寄金融機関等による所有期間明細書の提出の特例、前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「金融機関」という。)が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公募公社債等運用投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。)の収益の分配で次に掲げるものについては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 社債等の振替に関する法律第十二条第三項又は第四十五条第二項に規定する振替口座簿(第三号において「振替口座簿」という。)に記載又は記録された公社債の利子(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。)でその記載又は記録されていた期間内に生じたもの

二 (略)

三 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間(貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配については、当該貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券)当該受益証券に表示されるべき権利を含む

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「金融機関」という。)が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公募公社債等運用投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。)の収益の分配で次に掲げるものについては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 国債に関する法律第二条第二項又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第三条の規定により登録した公社債(国債にあつては、第五条の二第五項第六号に規定する一括登録がされているものに限る。)の利子(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の登録した公社債の利子で政令で定めるものを除く。)でその登録した期間内に生じたもの

二 (略)

三 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間(貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配については、当該貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券が引き続き記名式であつた期間)内に生じた

（ ）が引き続き記名式であつた、又は振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間（内に生じたもの

2）4（略）

5 第一項第一号又は第三号に規定する記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例）

第三十七条の十六 次に掲げる所得については、前条第一項の規定は、適用しない。

一・二（略）

三 国内において割引の方法により発行される公社債で政令で定める者により発行されるものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

（削る）

2 前項各号に規定する公社債の譲渡については、前条第二項の規定は、適用しない。

もの

2）4（略）

5 第一項第一号又は第三号に規定する登録した期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例）

第三十七条の十六 次に掲げる所得については、前条第一項の規定は、適用しない。

一・二（略）

三 国内において割引の方法により発行される公社債で政令で定める法人により発行されるものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

四 国内において割引の方法により発行される社債（これに類するもので政令で定めるものを含む。）で第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けないものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第一号から第三号までに規定する公社債又は同項第四号に規定する社債の譲渡については、前条第二項の規定は、適用しない。

〔償還差益等に係る分離課税等〕

第四十一条の十二（略）

2～6（略）

7 前各項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債（政令で定めるものに限る。）で次に掲げるもの以外のものをいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

一・二（略）

（削る）

8（略）

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもの（これらに類するものとして政令で定めるものを含む。）のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの（以下この項において「短期公社債」という。）が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等（社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録）以下この条において「振替記載等」といふ。）のうち政令で定めるものをいう。以下こ

〔償還差益に対する分離課税等〕

第四十一条の十二（略）

2～6（略）

7 前各項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債（政令で定めるものに限る。）で次に掲げるもの以外のものをいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

一・二（略）

三 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

第二条第二項に規定する短期社債等で、当該短期社債等の発行の日から償還の日までの期間を通じて同法第四十六条第一項の加入者（個人以外のものに限る。）が同法の振替口座簿の記録により所有することとされているもの

8（略）

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される国債で次に掲げるもの（これらに類するものとして政令で定めるものを含む。）のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの（以下この項において「短期国債等」という。）が、その発行の際にその銘柄（第五条の二第五項第五号に規定する銘柄をいう。）が同一である他の短期国債等のすべてとともに特定「括登録」（同項第六号に規定する「括登録」第十二項、第十五項及び第十八項において「括登録」といふ。）のうち政令で定めるものをいう。

の項において同じ。() がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債(特定)の者によつて所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。() は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一〜六 (略)

七 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

八 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十二条ノ

二に規定する短期商工債券

九 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の

三の二第一項に規定する短期債券

十 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規定する短期社債

十一 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一条第六項に規定する特定短期社債を含む。)

十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の

二第一項に規定する短期農林債券

以下この項において同じ。() がされる場合には、当該特定「括登録がされる短期国債等」以下この条において「特定短期国債等」という。() は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一〜六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

10 国内において発行される特定短期公社債の譲渡をしたことによる所得として政令で定めるものについては、第三十七条の十五第一項の規定は、適用しない。

11 国内において発行される特定短期公社債の譲渡については、第三十七条の十五第二項の規定は、適用しない。

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（第九項第一号から第六号までに掲げる国債で特定短期公社債に該

10 国内において発行される特定短期国債等の譲渡をしたことによる所得として政令で定めるものについては、第三十七条の十五第一項の規定は、適用しない。

11 国内において発行される特定短期国債等の譲渡については、第三十七条の十五第二項の規定は、適用しない。

12 平成十一年四月一日以後最初に受寄金融機関等（第五条の二第一項に規定する受寄金融機関等をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接寄託者（以下この条において「外国間接寄託者」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接寄託者（以下この条において「外国再間接寄託者」という。）をいう。以下この条において同じ。）に対し当該受寄金融機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定短期国債等（第五条の二第五項第五号に規定する混蔵寄託（当該受寄金融機関等又は当該外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登録に係る口座においてされるものに限る。以下この条において「混蔵寄託」という。）をする者（法人税法別表第一に掲げる法人、受寄金融機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に混蔵寄託

当するもの並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受け、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該外国仲介業者及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において

をする際、その混蔵寄託に係る受寄金融機関等の営業所等の長に対し、又はその混蔵寄託に係る外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする場合には、当該外国仲介業者及び当該特定短期国債等に係る他の外国再間接寄託者）及び当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者）が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする受寄金融機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類（以下この項から第十六項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける受寄金融機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

同じ。)をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類(以下この項から第十六項までにおいて「確認書類」という。)を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13 前項前段の場合において、同項の告知書が同項の外国仲介業者の国外営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に同項の特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に提出されたものとみなす。

14 第十二項後段の確認をした外国仲介業者は、同項の振替記載等を受ける者の各人別に、同項の確認をした旨を証する書類、当該確認に係る同項の確認書類その他の政令で定める書類を、当該外国仲介業者が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に(当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関)を経由して当該外国間接口座管理機関が当該特定振替国債等の振替記載等

13 前項前段の場合において、同項の告知書が同項の外国仲介業者の国外営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に同項の特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に提出されたものとみなす。

14 第十二項後段の確認をした外国仲介業者は、同項の混蔵寄託をする者の各人別に、同項の確認をした旨を証する書類、当該確認に係る同項の確認書類その他の政令で定める書類を、当該外国仲介業者が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に(当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者(当該外国仲介業者が他の外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする場合には、当該特定短期国債等に係る他の外国再間接寄託者及び当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者)を経由して当該外国再間接寄託者が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に)提出しなければならない。

を受ける特定振替機関等の営業所等の長に提出しなければならない。

15 平成十一年四月一日以後に特定振替国債等の譲渡（振替記載等に係る口座からの振替によりされるものを除く。以下この項において同じ。）をした者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）でその特定振替国債等の譲渡を受けた法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）から国内においてその特定振替国債等の譲渡の対価の支払を受けるものは、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所を当該譲渡を受けた法人（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、当該支払者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

16 平成十一年四月一日以後に国内において特定振替国債等の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）又は利息（第十二項に規定する分離利息振替国債に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払によりその償還金（買入消却が行われる場合にあっては、その買入れの対価。以下この条において同じ。）又は利息の支払を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その償還又は利息の支

15 平成十一年四月一日以後に特定短期国債等の譲渡（一括登録に係る口座からの振替によりされるものを除く。以下この項において同じ。）をした者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）でその特定短期国債等の譲渡を受けた法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）から国内においてその特定短期国債等の譲渡の対価の支払を受けるものは、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所を当該譲渡を受けた法人（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、当該支払者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

16 平成十一年四月一日以後に国内において特定短期国債等の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）によりその償還金（買入消却が行われる場合にあっては、その買入れの対価。以下この条において同じ。）の支払を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その償還を受ける際、その償還金の支払の取扱者に（当該支払の取扱者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲

払を受ける際、その償還金又は利息の支払の取扱者に（当該支払の取扱者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合において、当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者及び当該外国再間接口座管理機関とし、当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関とする。）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に）提出しなければならぬ。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該支払の取扱者にその者の確認書類を提示しなければならぬものとし、当該支払の取扱者は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

17 (略)

18 第五条の二第九項又は第六十八条の二第六項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がさ

介業者が外国再間接寄託者である場合において、当該外国仲介業者が外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をするときは当該外国仲介業者及び当該外国再間接寄託者とし、当該外国仲介業者が他の外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をするときは当該外国仲介業者、当該特定短期国債等に係る他の外国再間接寄託者及び当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者とする。）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者）が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に）提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該支払の取扱者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

17 (略)

18 第五条の二第九項の規定による確認に係る「括登録に係る口座において特定短期国債等の混蔵寄託をする場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る「括登録に係る口座において混蔵寄託がされている特定短期国債等の償還金に係

れている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十六項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

19 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第二十一項から第二十三項までにおいて、「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払をする者の営業所等での対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

20 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以

る第十六項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

19 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、受寄金融機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定短期国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第二十一項から第二十三項までにおいて、「特定短期国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払をする者の営業所等での対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

20 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国再間接寄託者）が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」とい

下この項において「支払の取扱者」という。()は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書(次項から第二十三項までにおいて「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。()を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに)政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長(以下この項において「所轄税務署長」という。()の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに)、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

21 第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に規定する特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「磁気テープ等」という。()の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十三項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

22 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書

う。()は、その償還金の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定短期国債等の償還金の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書(次項から第二十三項までにおいて「特定短期国債等の償還金の支払調書」という。()を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに)政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金の支払事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長(以下この項において「所轄税務署長」という。()の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに)、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

21 第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に規定する特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「磁気テープ等」という。()の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十三項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、それぞれ特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支払調書とみなす。

22 前項に定めるもののほか、特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第十九項及び第二十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

24・25 (略)

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において開始した所得税法第六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの(政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。)につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(以下この条において「特定利子」という。)については、所得税を課さない。

一 社債等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債
二・三 (略)

又は特定短期国債等の償還金の支払調書の提出の特例その他第十九項及び第二十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定短期国債等の譲渡の対価の支払又は特定短期国債等の償還金の支払の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

24・25 (略)

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間において開始した所得税法第六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの(政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。)につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(以下この条において「特定利子」という。)については、所得税を課さない。

一 第五條の二第五項第六号に規定する一括登録がされている国債
二・三 (略)

2
11 (略)

1 (特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

1 第四十一条の十二第十二項の告知書を同項の振替記載等を受け、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該特定振替機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該特定振替機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十六項の告知書を同項の償還若しくは利息の支払を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

2 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

2
三〇五 (略)

2
11 (略)

1 (特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

1 第四十一条の十二第十二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十六項の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

2 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書をこれらの調書若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

2
三〇五 (略)

3 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調査の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4・5 (略)

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くもの)とし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積

3 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調査の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4・5 (略)

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くもの)とし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積

み立てる方法を含む。)により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第百十六条第一項

二 九 (略)

2 } 18 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 (略)

2 } 8 (略)

9 第一項から第四項まで及び前三項の規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(以下この項において「改正法の施行日」という。)前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この項において「旧資産流動化法」という。)(第二条第二項に規定する特定目的会社(以下この項において「旧特定目的会社」という。)(改正法の施行日以後最初に終了する事業年度から計画終了事業年度(当該旧特定目的会社の改正法の施行日前に受けた旧資産流動化法第三条の登録に係る旧資産流動化法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画の計画期間終了の日を含む事業年度をいう。)(までの各事業年度分の法人税及び法人が改正法の施行日以後に旧特定目的会社から支払を受ける利益の配

み立てる方法を含む。)により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 保険業法(平成七年法律第百五号)第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第百十六条第一項

二 九 (略)

2 } 18 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 (略)

2 } 8 (略)

9 第一項から第四項まで及び前三項の規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(以下この項において「改正法の施行日」という。)前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)以下この項において「旧資産流動化法」という。)(第二条第二項に規定する特定目的会社(以下この項において「旧特定目的会社」という。)(改正法の施行日以後最初に終了する事業年度から計画終了事業年度(当該旧特定目的会社の改正法の施行日前に受けた旧資産流動化法第三条の登録に係る旧資産流動化法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画の計画期間終了の日を含む事業年度をいう。)(までの各事業年度分の法人税及び法人が改正法の

当（旧資産流動化法第百二条第一項に規定する金銭の分配を含む。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。）について準用する。この場合において、第一項から第四項まで及び前三項の規定の技術的読替えその他旧特定目的会社に係る法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（振替国債の利子等の非課税）

第六十八条 法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人が、第五条の二第一項に規定する振替国債につき支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

2（略）

3 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第六号までに掲げるもの（その発行の日から償還の日までの期間を通じて同項に規定する特定振替記載等がされたものとして政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）につき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

施行日以後に旧特定目的会社から支払を受ける利益の配当（旧資産流動化法第百二条第一項に規定する金銭の分配を含む。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。）について準用する。この場合において、第一項から第四項まで及び前三項の規定の技術的読替えその他旧特定目的会社に係る法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（一括登録国債の利子等の非課税）

第六十八条 法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人が、第五条の二第一項に規定する一括登録国債につき支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

2（略）

3 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期国債等（その発行の日から償還の日までの期間を通じて同項に規定する特定一括登録がされていたものとして政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）につき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

(分離振替国債の課税の特例)

第六十八条の二 外国法人で次に掲げる要件を満たすものが特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)(又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得)(当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間(第二号において「所有期間」という。)(に対応する部分に限る。)(については、法人税を課さない。

一 当該外国法人が、その分離振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。)(その他の財務省令で定める事項を記載した書類)(以下この条において「非課税適用申告書」という。)(を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関として、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合に

第六十八条の二 削除

は当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を經由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人税法第十七条に規定する納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出していること。

二 当該外国法人が、各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その者の当該分離振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第五項及び第十二項において「所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

2| 前項の規定を適用する場合において、分離振替国債の保有又は譲渡から生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3| 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 分離振替国債 特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。第四号において「振替機関」という。）のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三 特定振替機関等 特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。

四 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に

- 規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。
- 五 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう⁹
- 六 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第五条の二第二項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。
- イ その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。
- ロ 所得税法第六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国（Country）の者であること。
- 七 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。
- 八 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。
- 九 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四

条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

十 外国間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

5| 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取った時に当該税務署長に提出があつたものとみなす。

6| 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

7| 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした

場合には、その者は、その変更をした日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日まで、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等）当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を經由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得に、

いては、第一項の規定は、適用しない。

8| 第六項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第六項中「非課税適用申告書の提出をする者」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「名称」とあるのは「変更後の名称」と読み替えるものとする。

9| 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債の振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

10| 外国人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて非課税適用申告書を提出して分離振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者は、これらの分離振替国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、これらの分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記

載し、又は記録しなければならない。

11 第一項の規定は、法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人については、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の同法第百三十一条に規定する確定申告書に同項の規定の適用を受けなければならない場合を限り、適用する。

12 特定振替機関等による所有期間明細書の提出の特例に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成十五年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八条第一号及び第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下この条において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2・3 (略)

(利子税の割合の特例)

第九十三条 所得税法第百三十一条第三項及び第百三十六条第一項各

(商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成十五年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第二十八条第一号及び第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下この条において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2・3 (略)

(利子税の割合の特例)

第九十三条 所得税法第百三十一条第三項及び第百三十六条第一項各

号（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2
5
（略）

号（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2
5
（略）